

V 各人権課題に対する取組

1 女性の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

上尾市では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法（注21）」の内容を踏まえ、平成13年に「デュエットプラン21（注22）」を策定し、女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指して総合的な施策を推進し、その後、平成23年には「第2次デュエットプラン21」を策定し、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点項目の一つに挙げ、施策を推進してきた。

しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女らしさ、男らしさという観念による思い込みや決め付けなど、ジェンダー（注23）に基づく考え方が日常生活の中に存在している。また、こういった性別による差別を容認している現在の社会は、女性の社会進出を阻み、さらには、配偶者やパートナー等に対する暴力(DV＝ドメスティックバイオレンス)(注24)や職場等におけるセクシュアルハラスメント（注25）など、人権を侵害する問題をも引き起こしている。そこで、女性も男性も自分らしく生き生きと生活できる社会の実現に向けて、女性の人権に関わる問題を解消し、男女平等の理念に基づく教育を推進していく必要がある。

そして、誰もが社会的・文化的側面からみた性別、男女の性に対して敏感で、自分らしく個性豊かに生きることのできる社会の実現を図るための社会システムづくりを進めるとともに、その実現に向けて取り組むことのできる子供たちを育てる教育を推進していかなければならない。

令和3年に策定された「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」においては、更に「多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進」や「あらゆる分野における女性の参画の推進と支援」なども重点項目の一つに挙げ、性別や性的指向、性自認等に関わらず、個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方を尊重しあえる社会の実現を目指している。

(2) 女性の課題に係る人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、女性の人権が尊重されるとともに、人権意識に基づいた男女平等観の形成の確立を図るための人権教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、性別等にかかわらず個々人の相互理解と協力についての学習の充実を図る。
- ・女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を育む家庭教育の充実を図る。
- ・男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。

2 子供の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

国連は、平成元年に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国は平成6年に批准した。

国では、令和2年の児童福祉法等の一部改正施行により、子供への体罰が許されないことがルール化された。

上尾市では、令和2年に「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を基本理念に、子供の健やかな成長を支援し、子供たちの笑顔があふれ、子供の成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指し、子育て支援の施策を推進している。また、深刻な問題となっている児童虐待に対しては、上尾市子ども支援ネットワーク（要保護児童地域対策協議会）の構成機関が、関係機関と適切に連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止などを行っている。

しかしながら、情報化、国際化、核家族化、少子化、高齢化などの社会の変化の影響により、学校においては、いじめ、不登校など様々な問題が発生し、仲間づくりが難しくなっている。子供たちは互いに不信感を強めたり、無力感を深めたりするようになっている。また、互いを疎外したり排除したりする傾向も見逃すことはできない。

家庭においては、核家族化や単独世帯が増加している影響などで家族の形態や生活様式が変わり、家族制度の良い面が崩れて家庭での教育機能が低下したと指摘されている。また、子育てや子供とのかかわりに悩みや不安を持つ家族が増加している。このような現状から、家族一人一人の人権が尊重される家庭づくりが求められている。さらに、各家庭における教育を支えるため、幅広い支援体制をつくる必要がある。そのためには、学校、家庭、地域が一層の連携を図っていく必要がある。

(2) 子供の課題に係る人権教育の推進について

子供の人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供の権利を尊重する社会づくりのための人権教育を推進する。特に児童虐待、いじめ、体罰など深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が、家庭や地域と連携し、子供の権利が尊重され、保護されるような環境をつくる。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導に取り組む。
- ・自他の権利を尊重することの大切さや、社会の中で果たすべき義務や責任について理解を深める学習を実施する。
- ・自分の気持ちや考えを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるよう、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーション能力の充実を図る。
- ・暴力行為やいじめ等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努める。
- ・すべての教育活動を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、校内体制を整備し、いじめが起こったときは組織的に対応する。
- ・教職員による体罰などの子供の人権を侵害する行為の根絶のための研修を充実する。
- ・児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図るとともに学校の組織づくりを推進する。
- ・子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。
- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実を図る。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成、人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- ・子供の健やかな成長を図るため、地域の多様な人材を活用するなど、地域社会で子供を育てる環境づくりを推進する。
- ・子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境づくりを推進する。

3 高齢者の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

上尾市における高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、令和2年には27.4%へと上昇し、高齢化が急速に進んでいる。また、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していく傾向にある中で、学校や地域社会においても子供と高齢者がふれ合う場が少なくなっている。また、寝たきりや認知症、「老・老介護」などの高齢者介護に関わる人権問題や、家庭や施設において、高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」や暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により心理的精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産が勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」などの様々な人権侵害が報告されている。

高齢者の人権について理解を深め、世代間の相互理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、学校、家庭、地域において、人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合うことを通して高齢者の生き方や願いを共有し、生きていることの尊さを共感し、互いを認め合う社会を構築することが必要である。

(2) 高齢者の課題に係る人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者自らの意思に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにする。また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような環境づくりを推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- ・優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- ・高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解を深める学習の充実を図る。
- ・子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進する。

4 障害のある人の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年から施行された。

上尾市では、平成30年に「上尾市障害者支援計画」を策定し、障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を基本理念と定め、人権の尊重を基本目標の1つとし、障害者支援の施策を推進している。

しかし、社会の中には、今も障害のある人が生活することを妨げる多くのバリアが横たわっている。歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、障害者対応トイレの不備などの物理的なバリア、入学、就学、資格試験などの際の制度的なバリア、無知、無関心そして差別、偏見といった意識上のバリア、視覚障害者や聴覚障害者などへの情報伝達のバリアなどがそれである。

障害のある人に大きなハンディキャップを負わせているこのような現状を捉え、だれもがバリアをなくすためにできることは何かということに気づき、共生する社会の実現をめざすことが必要である。

(2) 障害のある人の課題に係る人権教育の推進について

障害のある人のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員として活動する社会を目指す「ノーマライゼーション(注26)」の理念の下に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し生活できる社会の実現と、障害のある人の人権を尊重する教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進する。
- ・特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障害の状態、能力及び特性等に応じた指導を充実する。
- ・障害のある人に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校において、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を実施する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。

- ・障害のある人に対する理解や福祉の問題等への理解を深める学習の充実を図る。

5 同和問題（部落差別）に関わる教育

(1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題である。

結婚や就職を中心に心理的差別意識が依然として顕在化しており、差別を目的とした戸籍の不正取得など、差別意識に基づく不正な身分調査が行われる事件も近年発生している。また、匿名性を悪用したインターネット上での差別情報の書き込みや、差別文書を学校・住宅地など人目につきやすいところにばら撒くなどの陰湿な差別事象も発生している。

また、同和問題を口実として、何らかの利益を得るために不当な要求を行う「えせ同和行為（注27）」が未だに行われることがあり、問題解決の妨げとなっている。

こうした中、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（注12）」が公布、施行され、部落差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務が明らかとなった。

また、埼玉県では令和4年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行された。

(2) 同和問題（部落差別）に係る人権教育の推進について

「部落差別の解消の推進に関する法律」、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の理念を踏まえ、同和問題を人権教育の重要な課題の一つに位置付け、心理的差別の解消に向け、国、県との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講じ、推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- ・子供の発達段階に応じて、同和問題に関する正しい知識を身に付けさせる。
- ・同和問題を正しく認識し、偏見や差別をなくそうとする態度を育成する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような参加体験型の学習を推進し、豊かな人権感覚を育成する。
- ・学校、関係機関及び社会教育関係団体等との連携を密にし、地域ぐるみで同和問題をはじめとする人権教育を推進する。

6 外国人の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、上尾市内にも多様な国籍や文化、生活習慣を持った多くの外国人が暮らしている。市では、平成14年に「上尾市国際交流推進計画」を策定し、さらに平成24年には「国際交流」から「多文化共生（注28）」へ向けた流れの中で「上尾市多文化共生推進計画」を策定、令和4年には「第2次上尾市多文化共生推進計画」を策定し、上尾市国際交流協会（注29）の協力を得ながら、学校教育における国際理解推進のための教育や、外国人向けの日本語教室の開催、相談窓口としてハローコーナーの整備など外国人も暮らしやすいまちづくりに努めてきた。

しかし、外国人の増加・定住化が進む状況の中、外国人が抱える問題も変化している。外国人に対する偏見に基づく賃貸住宅への入居拒否や就労に対する差別など、基本的人権に関わる分野に加え、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常生活に密着した問題も多く、外国人を取り巻く環境も複雑・深刻化している。

さらに、言葉の違いによる生活上の不便も日常的にあり、日本語学習機会の保障や相談体制の充実が求められているほか、特に医療面での正確な通訳者の確保や災害などの緊急時の情報伝達など早急に取り組まなければならない課題があり、外国人等の子供たちの学習保障や教育環境を整備していくことが必要である。

こうした中、不当な差別的言動の解消を目的として、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（注14）」が公布、施行され、その解消に向けた取組を国や地方自治体の責務として推進していくことが求められている。

(2) 外国人に係る人権教育の推進について

外国人が国籍や文化の違いに関わらず、誰もが基本的人権を尊重されるとともに、地域の豊かさを享受できる環境づくりを進め、外国人も快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会づくりと、お互いの人権を尊重し合う教育を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、外国人の持つ文化や多様性を理解し、互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。
- ・広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- ・外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ適切な支援を行う。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会の充実を図る。
- ・外国人が自立した生活ができるよう、学習機会の充実を図る。

7 HIV（注30）感染者等の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

HIVによる感染症で、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾病であるエイズ（注31）は、近年、治療薬の研究開発が進み、死に至ることも減少し、病気の進行を止めることも可能になっている。エイズは日常生活で感染することはないが、誤った知識や理解不足から、就職をはじめ日常生活において患者や感染者への差別がみられる。

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症であるが、遺伝病ではなく、現在は外来治療だけで確実に治癒する。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年以降、患者は法律により療養所に強制的に隔離され、結婚も子供を産めない手術を受けることを条件とされるなど、人間の尊厳を奪われた状態に置かれた。現在、患者や治癒者の人たちに対する名誉回復等の取組がなされているが、差別や偏見は未だに見られ、ホテルの宿泊拒否のような事件も起きている。

令和元年末頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、正しい知識が何であるかという世界的な共通認識が形成される間もなく、メディアやインターネットなどを通して非常に多くの情報があふれたため、感染した人やその家族、また医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取り扱いが発生したり、個人や店舗についての悪意ある情報がインターネットに掲載されるなど、誤った情報に基づいた差別行為が多発している。

また、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生している。

(2) 感染者等に係る人権教育の推進について

患者・感染者への差別の実態を正しく捉えるとともに、感染者の生き方から、差別や偏見、生命に対する考え方や願いを把握し、共に解決していこうとする態度の育成を図る。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳科、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安から陥りやすい偏見や差別について考える機会を設けることなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、感染症についての正しい知識を普及するための学習の充実を図る。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

8 アイヌの人々の人権に関わる教育

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道とその周辺地域に先住していた民族であり、自然と共生する生活の中で、アイヌ語など独自の文化を発展させてきた。

しかし、明治以降北海道の開拓が本格化すると、アイヌ独自の文化や生活様式は侵害されるようになる。明治32年には「北海道旧土人保護法（注32）」が制定されて、より一層の同化政策が進められ、伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労が制限、禁止された。また、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止され、アイヌ民族独自の文化が奪われてきた。

こうした中、令和元年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（注33）が施行され、アイヌ文化の振興についての施策を継続的に推進しているところである。

しかし、アイヌの人々に対する理解不足などから、今もなお生活や教育をはじめとして多くの点において格差が存在し、結婚や就職などにかかわる偏見や差別の問題も見られる。

(2) アイヌの人々に係る人権教育の推進について

アイヌの人々に対して、未だ理解不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しい理解を促進していく必要がある。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める教育を推進する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める学習の充実を図る。

9 インターネットによる人権侵害に関わる教育

(1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしている。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になった。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生している。また、近年では、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちにとってもインターネットが身近なものとなり、その危険にさらされている。教職員や保護者の知らない非公式サイトでのいじめや、SNS（注34）やブログなどの「コミュニティサイト」を介して、18歳未満の児童が性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭う事件が多くなっている。さらに、同和問題や外国人、LGBT（注35）などに関する差別的な書き込みなどは深刻な問題となっている。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要がある。

(2) インターネットによる人権侵害に係る人権教育の推進について

情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けるとともに、発信された情報の背景や意図を理解できるメディアリテラシーの向上を図り、インターネットを適切に利用できるよう教育・啓発を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・発達段階に応じて情報モラル教育の充実を図り、情報に関する自他の権利を尊重し、情報手段を適切に活用していくための判断力や心構えを身に付けさせる。
- ・情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解するとともに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせる。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・ 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取ることの大切さ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会の充実を図る。
- ・ 情報モラル教育や情報セキュリティの重要性、有害情報から子供たちを守るフィルタリング、子供がインターネットを利用する際の危険性等について学ぶ機会の充実を図る。

10 北朝鮮当局による拉致問題に関わる教育

(1) 現状と課題

平成14年に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後も日朝間の協議は断続的に行われてきたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束した。しかし、その後、実行されないままとなっている。

県においても、国が認定した拉致被害者や、拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題に係る人権教育の推進について

拉致問題についての正しい理解を図り、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情を育むとともに、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・ 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- ・ 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行う。
- ・ 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」をはじめとする映像作品の活用を促進し、拉致問題についての関心を深める。その際、児童生徒が卒業するまでに一度はアニメ「めぐみ」を使った学習を受けられるよう指導計画に位置付けるようにするとともに、感じたことを文章にまとめたり、話し合ったりするなど、振り返る場面を設けるようにする。
- ・ 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながるのある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえて指導する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・拉致問題についての正しい知識の普及を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

1 1 災害時における人権に関わる教育

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、様々な産業が風評被害に見舞われた。また、根拠のない思い込みや偏見から被災者が差別的な扱いを受けたり、子供が避難先の学校でいじめられたりする問題が起こった。

近年は全国各地で地震や豪雨が発生し、多くの人命が奪われ、人々の暮らしが一変する事態が起こっており、いつ、いかなる時に災害に見舞われるかわからない状況となっている。

被災した人たちが身を寄せた避難所においては、生活環境の問題やプライバシー保護の問題が生じるとともに、高齢者、障害のある人、子供、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活配慮が問題になった。

災害時の避難所では、要援護者や女性の人権を守るため、プライバシーの確保、またセクシュアルハラスメントや性犯罪を予防するため、男女別の更衣室やトイレ、授乳場所等の設置場所に配慮する必要がある。

(2) 災害時における人権に係る人権教育の推進について

災害時において、人々の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・災害時において、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう正しい知識をもつとともに、被災者の人権を尊重し、思いやりをもって行動できるような態度を育成する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援することの大切さについて理解を深める学習の充実を図る。

1 2 性的指向・性自認に関わる教育

(1) 現状と課題

個人の性のあり方は、生物学的な身体の性・心の性・好きになる性・表現す

る性など、様々な側面があり、これらの組み合わせにより非常に多岐に渡っている。そして、性同一性障害（注36）をはじめとした性的マイノリティ（注37）に対する差別や偏見により、就学就労等社会生活上の制約を受ける問題が生じている。

例えば、就職の際にLGBT（注35）であることをカミングアウトした途端に面接を打ち切られたり内定が取り消されたりする、家庭や地域の中で戸籍の性と見た目の性が違うために迫害を受けるなど、性のあり方がこれまで社会の中で少数派であるとされてきたLGBTの人々は、社会に蔓延する偏見や先入観により、生活の様々な場面において、困難な状況に直面している人々がいる。

上尾市においては、性の多様性に配慮した市政を行うため、平成23年に制度上不必要な性別記載の見直しを全庁的に行った。また性の多様性についての理解が広がり、多様性を認め合う人権尊重社会が実現することを目指し、令和3年から「上尾市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

今後も社会全体で性の多様性についての正しい認識を持つことができるよう、啓発資料の作成や市ホームページなどを活用して、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され、安心して生活できる環境づくりが必要である。

(2) 性的指向・性自認に係る人権教育の推進について

学校教育、社会教育の中で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する正しい理解を深めるとともに、本人や家族の心情に十分配慮した対応が行えるよう、学校等に対する支援を行っていく。

<学校教育における人権教育推進方策>

- ・性の多様性を前提とした言動を心がけるとともに、性的マイノリティの存在を否定するような心無い言動は絶対にさせない環境づくりを進める。
- ・子供の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身につけ、理解を深める教育を推進する。
- ・性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を充実する。
- ・日頃から子供が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える子供に寄り添った相談支援の充実を図る。
- ・性的マイノリティの子供については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、子供の心情等に配慮した対応を推進する。

<社会教育における人権教育推進方策>

- ・一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図る。
- ・性的マイノリティの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進する。

13 様々な人権問題に関わる教育

○犯罪被害者やその家族の人権に関わる教育

犯罪被害者やその家族の人権が大きな問題となっている。被害者やその家族は、犯罪の直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等いわゆる二次的被害を受ける場合が多い。また、その後の捜査等の過程で精神的被害がさらに深くなる場合や、マスメディアの報道による人権侵害の問題もある。

犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えず、行政・司法・民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要である。

学校教育、社会教育の中で、犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進する。

○刑を終えて出所した人の人権に関わる教育

刑を終えて出所した人に対する人々の偏見は強い。出所しても住居の確保も難しく、就職も困難を極めているために、再犯に至るという悪循環が断ち切れないという問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

○路上生活者の人権に関わる教育

路上生活者は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための教育を推進する。

○ハラスメントに関わる教育

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける言動が問題となっている。

そのため、様々なハラスメント防止のための教育を推進する。

○ケアラー・ヤングケアラーに関わる教育

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ、社会的に孤立してしまう場合がある。中でも、ヤングケアラーは、ケアを担うことで、自分の学習、心身の健康、生活への影響を受け、そのことで将来の選択が大きく変わってくる可能性がある。そこで、ケアラー・ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進する。

○依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっている。そのため、依存症に関する正しい理解を深める教育を推進する。

○ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなる。そのため、ひきこもりに関する正しい理解を深める教育を推進する。

○その他の人権に関わる教育

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。